



2023年5月8日

各 位

会社名 丸紅株式会社
(<https://www.marubeni.com/jp/>)
代表者名 代表取締役社長 柿木 真澄
(コード番号：8002 上場取引所：東証プライム)
問合せ先 広報部 報道課長 小山 龍平
電話番号 03-3282-7670

定款の一部変更について

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2023年6月23日開催予定の当社第99回定時株主総会の議案とすることを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.変更の理由

第2条については、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、事業目的を追加するものであります。

第22条および第28条については、取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法で認められている範囲で責任限定契約の締結対象を拡大すべく、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役とも責任限定契約を締結できるよう定款を変更するものです。

2.変更の内容

変更内容は、次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第2条（目的）</p> <p>当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1.</p> <p>） （省略）</p> <p>6.</p> <p>7. 建設・建築工事の設計、監理及び請負業</p> <p>8.</p> <p>） （省略）</p> <p>14.</p> <p>15. スポーツ・娯楽・観光・宿泊・医療・介護の各施設の経営及び旅行業、飲食店業</p> <p>16.</p> <p>） （省略）</p> <p>30.</p>	<p>第2条（目的）</p> <p>（現行の通り）</p> <p>1.</p> <p>） （現行の通り）</p> <p>6.</p> <p>7. 建設・<u>建築</u>・<u>土木工事の請負、施工、設計及び監理</u></p> <p>8.</p> <p>） （現行の通り）</p> <p>14.</p> <p>15. スポーツ・娯楽・観光・宿泊・医療・<u>芸術</u>の各施設の経営及び旅行業、飲食店業</p> <p>16.</p> <p>） （現行の通り）</p> <p>30.</p>
<p>第22条（取締役の責任免除）</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第22条（取締役の責任免除）</p> <p>（現行の通り）</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

第 28 条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 28 条（監査役の責任免除）

（現行の通り）

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

以 上